

1 電圧の規定値	100V 101V 6V 200V 202V 20V
2 小出力発電設備 (一般用電気工作物)	600V以下 合計50KW以上 を除く 太陽光 50kw未満 風力 20Kw未満 水力 20Kw未満 内燃 10Kw未満 燃料電池 10Kw未満
3 自家用電気工作物	事業用電気工作物は一般電気工作物以外 自家用電気工作物は事業の用に供する電気工作物以外で一般以外 事業用電気工作物 一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業 自家用電気工作物を設置するものは使用開始後遅滞なくその旨を 主務大臣に届けなければならない
4 技術基準適合命令	事業用電気工作物を設置するものは ～ 技術基準に適合するように維持 しなければならない 人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えないようにすること 電気的または磁気的な障害をあたえないようにすること 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業にかかわる電気の供給に 支障をあたえないようにすること 主務大臣は 事業用工作物を設置するものにたいし、 技術基準に適合するように、修理し改造し、移転または使用を一時停止 することを命じ または使用を制限することができる
5 保安規定	設置するものは、保安を確保するため 当該組織における自家用電気工作物の使用の開始前に 産業保安部長に届けなければならない 変更したときは、遅滞なく届けなければならない 自家用電気工作物の工事、維持、運用に関する業務 を管理する者の職務、組織に関する事 に従事するものにたいする保安教育に関する事 保安のための巡視、点検、検査に関する事 保安についての記録に関する事 災害そのた非常にとるべき措置に関する事
6 電気関係報告規則	発電所変電所 の出力 または電路の電圧を変更した場合 産業保安監督部長に報告 発電所変電所 の廃止した場合 報告

7	電気用品安全法	<p>一般用電気工作物の部分、またはこれに接続する機械、器具、材料 携帯発電機 特定電気用品 危険または障害の発生するおそれ</p>
8	自家用電気工作物	<p>電気事業法と電気工事士法と異なる 電気事業法から発電所、変電所、最大電力500KW以上の 需要設備、送電線路を除く 及び、保安通信設備を除く。</p>
3年1	調査の義務と 低圧電路の絶縁性能	<p>電線維持運用者はその一般電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合しているかを調査しなければならない</p> <p>占有者又は占有者から委託を受けた登録調査機関は</p> <p>技術基準に適合するようにするためとるべき措置及び措置をとらなかった場合に生ずるべき結果をその所有者または占有者に通知しなければならない</p> <p>低圧屋内電路の絶縁性能は ～ 絶縁抵抗測定が困難な場合には漏洩電流が1mA以下であること</p>
3年2	電気工事業	<p>電気工事業とは、電気工事士工事士法に規定する～ 経済産業大臣または都道府県知事の登録を受けなければならない</p>
2年1	主任技術者	<p>主任技術者は事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に 第三種電気主任技術者 電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000KW以上の 発電所を除く）</p>
2年2	事故報告	<p>死亡、入院 他の物件に損傷 24時間以内に報告 30日以内に報告書を提出</p>
1年1	小売電気事業 と一般送配電事業	<p>小売り供給を一般の需要に応じ電気を供給 小売電気事業を営もうとする者は経済産業大臣の登録を受けなければならない 必要な供給能力を確保しなければならない 一般送配電事業を自らの送配電設備によりその供給区域において託送供給および電力量 調整供給を行う事業。経済産業大臣の許可を受けなければならない</p>

<p>一年 2 使用前自主検査</p>	<p>受電電圧1万V以上の需要設備を設置する者は ～ 自主検査を行いその結果を記録し保存しなければならない。この検査を使用前自主検査という その工事が電気事業法の規定による届け出をした工事計画に従っておこなわれたものであること 電気設備技術基準に適合するものであること 使用前自主検査に係る体制について主務大臣が行う審査を受けなければならない この審査は事業用電気工作物の安全管理を旨として、実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他に定める事項について行う</p>
<p>30年 2 太陽光発電所の設置</p>	<p>出力1000kw（50kwを超える）の太陽光発電所を設置する場合 技術基準に適合することを自ら確認し、使用開始前にその結果を経済産業大臣に届けなければならない 出力2000kw（50kwを超える）の太陽光発電所を設置の認可は不要。 （公共の安全の確保上特に主務省令で定めるものに入っていない）</p>
<p>29年 2 特殊電気工事及び簡易電気工事</p>	<p>電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて 電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与すること</p> <p>特殊電気工事（ネオン工事または非常用予備発電装置）については ～</p> <p>自家用電気工作物に係る電気工事のうち600V以下で 使用する自家用電気工作物については、認定電気工事従事者認定証の交付を受けているものは作業に従事できる</p>
<p>28年 1 主任技術者不選任制度</p>	<p>不選任可の条件 7000V以下であって 5000kw未満の太陽光発電所 2000kw未満の水力、火力、風力発電所 上記を除く1000kw未満の発電所 7000以下で受電する需要設備</p>